

ベトナム

目次

1. 侵害対策関連法令	1
2. 侵害対策関係機関	3
3. 侵害発見から解決までのフロー	5
4. 侵害の定義	9
5. 侵害に対する救済手段	14
6. 留意事項	17
7. その他関係団体	21

1. 侵害対策関連法令

ベトナムにおける現行の知的財産権法は、2005年11月29日に改正法公布、2006年7月1日から施行されている。その特徴は、Trips協定で要求される殆ど全ての知的財産権の保護について網羅しており、実施細則や規則などを出来るだけ重複しない形式で成文化された。また、2005年ベトナム民法第6章において、知的財産権の保護について民事上の違反行為として規定し保護している。

(1) 民法(2005 The Civil Code) 第6章知的財産権及び技術移転 736～757条

(2) 刑法(1999 The Penal Code)

131 条 著作権の侵害

156 条 模倣品の製造又は取引

157 条 食品食料、治療薬、予防薬の模倣品の製造又は取引

158 条 動物飼料、肥料、動物薬、農薬、植物品種、家畜の種類における
模倣品の製造又は取引

170 条 工業所有権保護証書の発行に関する違反

171 条 工業所有権の侵害

(3) 知的財産法(2005 Intellectual Property (IP) Law of Vietnam)

第2部 著作権 (Copyrights and Related Rights)

第3部 工業所有権 (Industrial Property Rights)

第7章第1項 発明特許 (Inventions)

第2項 工業意匠 (Industrial Designs)

第3項 回路配置 (Lay-out Designs)

第4項 商標 (Trademark)

第5項 商号 (Trade names)

第12章 植物新品種 (Plant Variety)

(4) 競争法 (2004 The Competition Law) 第3章

(5) 商法 (2005 The Commercial Law)

(6) 関税法 (2001 The Custom Law) 57、58及び59条

【特許(発明特許・実用新案)】

知的財産法第3部第7章第58条乃至第62条に規定されており、発明特許 (Invention) では、新規性、進歩性、産業上の利用性が要件となっており、実用新案 (Utility Solution Patent) では、新規性と産業上の利用性が要件となっているが、進歩性は要件となっていない。権利期間は、発明特許では、許可日から発生し、出願日から20年を超えない。実用新案では、許可日から発生し、出願日から10年を超えない期間。(知的財産法第93条参照)

【工業意匠】

知的財産法第63条乃至67条に規定されており、新規性、創作性および産業上の利用性が要件となっている。ただし、製品の技術的な特徴から導かれた形状、民生と工業建設の形状、その製品の使用過程で外部に表出してこない物の形状については、登録を認めていない。権利期間は、登録許可日から発生し、出願日から5年を超えない期間とし、さらに同期間で2回更新が可能で、最大15年間。(知的財産法第93条参照)

【商標】

知的財産法第72条では、文字、語、描写、立体的な形状及び、それらの組み合わせで、視覚的な標識であって、他人の商品とサービスを識別できることを要件としている。権利期間は、登録日から発生し、出願日から10年間。以後、同期間の更新登録が可能。(知的財産法第72条乃至第78条、同法第93条参照)

周知商標の基準については、知的財産法第75条に規定。

【著作権】

文芸、芸術、科学など個人に帰属する著作権、上演、録音、録画、放映などの著作隣接権であって、その保護期間は、前者は著作権人の生存期間及びその死後50年とし、後者はその発生日から同じく50年間。(知的財産法第27条及び第34条参照)

【レイアウトデザイン(半導体回路配置)】

半導体集積回路で機能する方法及び集積回路に含まれる情報又はソフトウェアを除き、新規性及び商業的な斬新性を備える回路配置(レイアウトデザイン)を保護する旨が、政令第42号(2003年)で公布され、2005年知的財産法に制定された。その保護期間は、登録申請の日又は商業的使用の最先開始日から10年、或いは同レイアウトデザインの製作から15年のいずれか短い期間。(知的財産法第68条乃至第71条、同第93条参照)

2. 侵害対策関係機関

【行政】

(1) 監督官庁: 科学技術省 (Ministry of Science & Technology: MOST)

住所: 39 Tran Hung Dao Street, Hanoi

電話: (84. 4) 3943-7056、FAX: (84. 4) 3943-9733

E-mail: ttth@most.gov.vn

Website: <http://www.most.gov.vn>

(2) 科学技術省調査官 (Inspector of Ministry of Science and Technology: MOST)

住所: 39 Tran Hung Dao Street, Hanoi

電話: (84. 4) 3943-9520

(3) 知的財産局 (The National Office of Intellectual Property: NOIP)

住所: 384, 386 Nguyen Tray Street, Thanh Xuan district, Hanoi

電話: (84. 4) 858-3069、FAX: (84. 4) 858-4002

E-mail: noip@fpt.vn

Website: <http://www.noip.gov.vn>

(4) 著作権局 (Copyright Office of Vietnam: COV)

住所: 151 Hoang Hoa Tham
電話: (84. 4) 3823-6908、FAX: (84. 4) 3822-3221
E-mail: cbqgtg@hn.vnn.vn
Website: www.cov.gov.vn

(5) 植物新品種保護局 (New Plant Variety Protection Office)

住所: Room 404 Building A6B No.2, Ngoc Ha Street, Ba Dinh District, Hanoi
電話: (84. 4) 3843-5182
E-mail: pvpvietnam@mard.gov.vn
Website: www.pvpo.mard.gov.vn

(6) 人民委員会 (People's Committee)

ハノイ人民委員会
住所: 12 Le Lai, Hanoi, Vietnam
電話: (84. 4) 825-3536、FAX: (84. 4) 824-3126

(7) 市場統制局 (Market Management Agency)

住所: 91 Dinh Hoang, Ha Noi City
電話: (844) 3825-5868、FAX: ((844) 3826-4696
E-mail: qltt@mot.gov.vn
Website: www.qltt.gov.vn

(8) ホーチミン市代表事務所

住所: 173 Hai Ba Trung Street, Ho Chi Minh City
電話: (848) 3829-0674、FAX: (848) 3822-6794

(9) 警察省 (Ministry of Public Security)

住所: 44 Yet Kieu, Hanoi
電話: (844) 3822-6602、FAX: (844) 3942-0223

(10) 警察調査局 (Department of Investigative Police on Economic Management Order and Position-related Crimes of Ministry of Public Security)

(全国63箇所に支部を有する)

- ① ハノイ警察調査局(Public Security of Ha Noi Capital)
住所: 40B Hang Bai Street, Ha Noi
電話: (844) 3939-6000、FAX: (844) 3825-5323
- ② ホーチミン警察調査局
住所: 268 Tran Hung Dao Street, Ngyun Cu Trinh Ward、Ho-Chi Minh City
電話: (848) 3920-2896
- ③ ハイフォン警察調査局
住所: No.1&2 Le Dai Hanh Street, Hong Bang, Hai Phong City
電話: (84 31) 389-5212
- ④ ダナン警察調査局
住所: No.78 Le Loi Street, Da Nang City
電話: (84-5111) 3-860131

(11) 税関(Customs Office of Vietnam)

- ① 関税総局(General Department of Vietnam Customs -Ministry of Finance)
住所: 162 Ngyuen Van Cu Street, Long Bien District, Hanoi city
電話: (844) 3872-7033、Fax: (844) 3872-5949
E-mail: webmaster@customs.gov.vn
Website: www.customs.gov.vn
- ② 密輸調査局(Department of Inspection against Smuggling)
住所: 40 Hang Bai Street, Hanoi
電話: (844) 3872-0295
- ③ (地方税関) 33箇所
ハノイ税関(Hanoi Customs Department)
住所: Ngyuen Phong Sac.Tran Quoc Hoan crossroad, Dich Vong ward
Cau Giay District, Hanoi
電話: (844) 3791-0169

3. 侵害発見から解決までのフロー

(1) 侵害の確定と調査

疑わしい侵害行為を発見した場合、権利者はまず知的財産法並びに関連する政令に基づき、侵害を構成するか判断しなければならない。

知的財産の侵害行為は、個人でなく、その殆どが組織的に行われており、製造、輸入、市場流通にまで及んでいる。また、知的財産権の侵害は、密輸、模倣品の販売、不正な取引、詐欺など他の違法行為を引き起こしているため、権利者は、出来るだけ多くの証拠を発見、収集しておかなければならない。

旧法下では、権利者は知的財産局(NOIP)に証拠を提出し、権利侵害が存在することの確認証明書をNOIPから取得しておく必要があったが、2005年知的財産法の施行(2006年7月1日)により、知的財産法第200条規定では、この確認証明書の発行権限は、知的財産権の種類によって、各担当政府官庁に侵害排除の措置を取る権限が付与されたために、権利者側は、侵害しているか否かを調査して、市場調査局、警察機関、調査局などに権利侵害の確認証明書の発行を求めなければならなくなった。これによって、NOIPの負担が軽減化された反面、どの機関に求めるかの判断をしなければならなくなったと言える。また、新法施行後に現在まで、侵害の有無を調査する組織が確立されていないために、責任官庁は侵害の判断が出来ない場合に、63地域にある科学技術局(Department of Science & Technology:DOST)に意見を求めることになるが、DOSTにおいても意見が出せない場合には、NOIPの意見を結果的には求めることになる。その意味でも、NOIPに侵害確認証明書を発行する権限がなくなったとは言え、NOIPの意見書が、重要な判断材料になる。侵害を判定するうえで以下の項目が挙げられる。

- ① 問題となる知的財産権の適法性と妥当性、その権利保護の範囲を判定
- ② 損害規模を算定する証拠の判定
- ③ 侵害の基本構成要素、侵害品又はサービスの判定
- ④ 権利者の法的地位、侵害事件の証拠、侵害品の存在、侵害構成に対して侵害人対抗する可能性の有無を判定
- ⑤ 明らかにしておくべき他の事情の有無

(2) 侵害の本質及び規模

判定の結果、知的財産法に基づき侵害となる場合、権利者は以下のとおり侵害の質及び規模を考察しなければならない。

- ① 侵害にいたる動機と背景：侵害行為が過失、故意、強制又は従属的な状態で生じたか、初犯か、常習的に繰り返されたものか。
- ② 侵害行為の特質：独立した事件か、組織的な事件か、個人的な不法行為か、汚職、詐欺など不法行為か、第三者に強要された侵害か。
- ③ 侵害行為の地域、期間、量及び規模。
- ④ 侵害行為による影響度。

(3) 法的救済策の選択と侵害排除申請

知的財産権の権利者がどのような法的救済策の中から、民事(裁判所)、刑事(警察)、行政救済(市場管理局、調査局、国境警備)又は第三者機関としての仲裁又は調停により解決を求めるかは、侵害の本質と規模に基づき判断する必要がある。

疑わしいと思われた知的財産権の侵害行為を発見した場合、最初に権利者が侵害の事件は知的財産法並びに関連政令に基づき、訴訟まで持ち込むか否か判断しなければならない。

正当な財産権を最大限まで保護するために、権利者が(1)所有権者の法的地位と、(2)疑わしい知的財産権の侵害行為という2つの証拠事実条件を満たさなければならない。疑わしい輸入品・輸出品の場合、通関手続きの仮差し止めの目的で申請する。ただし、全ての法的責任は権利者が負うものである。

所有権者の法的地位に関する証拠は下記の通りである。

- ① 特許、工業意匠、回路配置、標章、地理的表示、植物品種、著作権、実演権、レコード・ビデオ録画の製作者及び放送機関の登録された保護権に関して、以下の書類のいずれか1つが証拠となる。
 - 1) 特許、工業意匠、回路配置、標章、地理的表示、植物品種に係る所有権證書の原本、著作権・著作隣接権に係る登録書の原本、又は、公証された当該書類のコピー或いは、当該書類当局が発行する認証謄本;
 - 2) 国家工業所有権登録書、国家著作権/著作隣接権登録書、国家植物品種登録書等の登録されていることを証した発行官庁が発行した抄録。
- ② 国際登録商標に関して、(i)その登録証明書の原本又はベトナム政府掌握の当該工業所有権官庁が発行した保護権證書、(ii)政府掌握の工業所有権官庁に認証された国際知的所有権機関が発行した公報コピーで、(iii)公証人認証された、或いは政府掌握の工業所有権官庁で認証された国際登録のベトナム保護権證書又はそのコピー
- ③ その他の知的財産権の所有権者は、以下の当該権利の出所、立証に関する一切の書類、証拠物件又は情報で、その法的地位を証明する。
 - 1) 未登録の著作権、上演権、レコード・ビデオ録画の製作者及び放送機関の登録された保護権: その関連する書類とともに、当該所有権の出所、公表、頒布したことを証明する書類、その著作物の原本又はコピー、その実演・レコード・ビデオ録画・放送番組、暗号化プログラムを運ぶ衛星信号

- 2) 営業秘密: ある秘密の特質、保管方法、防護方法、獲得方法
- 3) 商号: ある商号の特質、使用手法、使途に関する過程
- 4) 周知商標: 知的財産法第75条に規定する周知商標の基準を満たす証拠書類及び商標を使用することで周知商標に至らしめた説明

侵害事件の処理請求人が所有権の譲受人、該所有権の使用権者、所有権者の相続人又は承継人であった場合、上記の書類に加えて、その譲渡書・使用許諾書・当該所有権に関わる相続・承継証明書の原本又は正当なコピーが必要である。

当該知的財産権の譲渡・使用許諾権の譲渡・相続・承継に関連する証書又は登録書に記録されている場合、それら自体の証書も法的地位の証拠となるものである。

【侵害を立証する証拠の詳細】

以下の書類及び物件は、侵害を立証する証拠と看做される。

- ① 保護の対象物に関する記述書類、見本、その関連証拠物件の原本、又は正当なコピー
- ② 調査商品の見本、関連する証拠物件、写真又は記録画像
- ③ 調査商品及び保護対象物に関する説明及び比較書面
- ④ メモランダム、陳述書及び侵害行為を立証する書類

第三者機関による和解、調停が成立しない場合、権利者は当局に適正な救済対策を執行するよう請求することができる。行政法上の救済については、権利者は市場統制局、地域又は中央の警察機関、調査局を選ぶことで、最善の結果、効果が得られるであろう。ただし、この段階で、法律専門家に相談することが重要である。

(4) 不正競争行為

所有権者が知的財産権を登録していない場合であっても、自らの先使用を立証し、誤認を招くことを申し立て、不正競争法に訴えることができる。(競争法の第3章、知的財産法第130条参照)。

(5) 警告状の送付

発見した侵害商品が知的財産権の模倣品でないときは、訴訟の提起前に、所有権者は疑わしい侵害人に警告状を送付しなければならない。警告状の内容は知的財産権の基本情報、保護権証書、所有権者名、権利の保護範囲と有効期間に関する情報と、侵害人が

侵害行為を停止するに適正な期間を付与しなければならない。侵害人が回答してこないか或いは IP 権の侵害に当たらないとの回答の場合、所有権者は、侵害人が履行しないことを示し、管轄権を持つ機関に侵害行為の停止を侵害排除の申請と共に申し出ることができる。

4. 侵害の定義

ベトナム知的財産法において知的財産権の範囲は著作権と、その著作隣接権、産業財産権(特許、工業意匠、半導体集積回路のレイアウトデザイン、商標、地理的表示、商号、営業秘密、不正競争の防止)、植物品種保護権までを含んでいる。

まず、試験データの秘密保持、発明特許、工業意匠、レイアウトデザインに対する仮の権利、発明特許及び工業意匠における先使用权、国家利益のために発明を実施する権利、許諾又は実施料や報酬を支払うことなく発表された著作物を使用すること、許諾又は実施料や報酬を支払うことなく関連する権利を使用することなど、幾つかの義務に関して例外があることを知っておかなければならない(例外事項については、本書の第6項“留意事項”欄を参照)。

2005 年知的財産法と関連政令に基づいて、以下の行為は侵害とみなす。

(1) 知的財産上の模倣品

知的財産法第 213 条において、知的財産上の模倣品は、偽造商標、偽造地理的表示、著作権と著作隣接権を侵した商品を含むものである。

- ① 本法で知的財産模倣品とは、第 213 条第 2 項に規定する偽造商標商品又は偽造地理的表示商品(以降、偽造商標商品という)と、同条第 3 項にいう海賊版製品を指す。
- ② 偽造商標商品とは、登録商標権者又は登録地理的表示の管理団体のそれぞれ、許可を得ることなく、当該商標又は地理的表示と同一であるか又は実質的区別できないある商標又は地理的表示を商品又は当該商品の包装箱に付したものをいう。
- ③ 海賊版製品とは著作権者又は著作隣接権者の許可を得ることなく、該当する商品の複製品をいう。

(2) 特許(発明)、工業意匠、レイアウトデザインの侵害

以下の行為は、発明、工業意匠又はレイアウトデザインの所有者の権利侵害とする。

- ① 保護された発明の使用、保護された工業意匠又はその工業意匠と十分に異なるとされない工業意匠の使用又は保護されたレイアウトデザイン又はそのレイアウトデザインの独創部分を所有者の許可なく、有効期間内に使用すること;
- ② 規定による賠償を支払わず、発明、工業意匠又はレイアウトデザインを使用するこ

と。

(3) 営業秘密の侵害

以下の行為は、営業秘密の権利侵害とする。

- ① 営業秘密の所有者、その被許諾者、営業秘密の保管者を含め営業秘密の法定管理者の管理手段に対して、営業秘密の内容情報に接触又は獲得することができる措置を取ることを。
- ② 営業秘密の所有者の許可を得ることなく、その内容情報を開示又は使用すること。
- ③ 営業秘密に接触、獲得、開示するために、その関わる保管契約を違反するか又は営業秘密管理者を詐欺、誘導、賄賂、誘惑するか又はその管理者に脅迫、その管理者の信頼を悪用すること。
- ④ 所轄官庁の秘密管理手段に対して、営業許可又はある商品の上市許可申請のために提出された営業秘密の内容情報に接触又は獲得する行為をなすこと。
- ⑤ 第三者が前述の第1項から第4項のいずれかの行為に該当することを知りながら、或いは知りうるべきでありながら、その営業秘密を使用又は開示すること。
- ⑥ 知的財産法第128条における秘密保持の義務に従わないこと。

(4) 商標権の侵害

商標の所有者の許可を得ていない以下の行為は、その商標権を侵害すると見なす。

- ① 登録商標と同一の標章を登録商標に指定された商品又はサービスと同一の商品又はサービスに使用すること。
- ② 登録商標と同一の標章を登録商標に指定された商品又はサービスと、その標章に使用されている商品又はサービスの出所を混同又は関連すると思わせる商品又はサービスに使用すること。
- ③ 登録商標と類似する標章を登録商標に指定された商品又はサービスと、その標章を使用されている商品又はサービスの出所を混同又は関連すると思わせる商品又はサービスに使用すること。
- ④ 周知商標と同一又は類似する標章を、又は、周知商標の翻訳又は音訳のような標章をいかなる商品又はサービスに使用すること、周知商標が使用されている商品又はサービスと異なる無関係の商品又はサービスを含め、その標章をそれらの商品又はサービスの出所を混同させる或いは周知商標の所有者と当該標章の使用者の関係を誤認させる使用すること。

(5) 商号権の侵害

他人の商号と同一又は類似する商業上の表示を用い、類似している商品又はサービスに使用し、企業、営業所又は事業活動と混同させる行為は、該商号権の侵害と見なされる。

(6) 地理的表示の侵害

以下の事情にある場合は、保護された地理的表示の侵害と見なされる。

- ① 保護された地理的表示を使用した商品の出所が当該地理的地域でありながら、当該商品はその地域の特徴及び知られた品質を満足するものでなかった場合。
- ② 保護された地理的表示に係わる商品又は類似する商品に、その保護された地理的表示の名声と信用の優位性を得るために、当該地理的表示を使用した場合。
- ③ 保護された地理的表示と同一であるか又は類似している標章を使用した商品の出所が地理的表示のある地理的地域でなく、これについて需要者が当該商品の出所を誤認した場合。
- ④ 保護された地理的表示を使用したワイン又はアルコール類の原産地が表記されたか或いは当該地理的表示は翻訳又は表音されたものであるか或いは地理的表示に種類、タイプ、スタイル、イミテーションなどの語とともに表示されていたとしても、ワインは又はアルコール類の出所が地理的地域に対応していない場合。

(7) 著作権と著作隣接権の侵害

- ① 以下は、著作権を侵害するものとする。
 - 1) 文学作品、芸術的作品、学術上の著作権を奪うこと。
 - 2) 著作人の氏名を欺くこと。
 - 3) 著作人の許可を得ることなく、著作物を公表又は頒布すること。
 - 4) 共同共著人の許可を得ることなく、共同で執筆した著作物を公表又は頒布すること。
 - 5) いかなる形で、著作人の名誉と名聲に損害を与え、著作物を修正、毀損又は変形すること。
 - 6) 著作人又は著作権者の許可を得ることなく、科学的研究と教育の目的であるか又は公衆に研究されるため、図書館に配置することを除き、著作物を複製・コピーすること。
 - 7) 規定された(ブライユ)点字法などで著作物の翻訳する以外は、著作人又は著作権者の許可を得ることなく、当該著作物から派生物を生成すること。
 - 8) 知的財産法第 25 条により、認められた使い方で、出版された著作物を、著作人又

は著作権者の許可を得ることなく、著作権使用料、賠償その他物質的な利益を支払うことなく私的利用すること。

- 9) 著作人又は著作権者の許可を得ることなく、著作権使用料、賠償その他物質的な利益などを支払うことなく、著作物を貸借すること。
- 10) 著作権者の許可を得ることなく、放送網又はデジタル装置で、著作物を photocopy、製作、印刷、公表、展示又は公衆に伝播すること。
- 11) 著作権の所有者の許可を得ることなく、著作物を公表すること。
- 12) 著作権者が著作物を保護するために利用した技術的手法を、意図的に削除又は無効にすること。
- 13) 著作物における著作権の管理上で、意図的に電子情報を消去又は修正すること。
- 14) 著作権者が著作物を保護するために、ある機器がそのとらえる技術的措置を、効果的でないように、無効にすることを知りながら、或いはその事実を知る機会がありながら、その機器の製作、組み立て、変換、配布、輸入、輸出、販売又は貸借をすること。
- 15) 著作者の筆跡をまねて署名し、著作物を作成し、販売すること。
- 16) 著作権者の許可を得ることなく、著作物を輸出、輸入、公表すること。

② 以下の行為は、著作隣接権の侵害とする。

- 1) 実演家、レコードの製作者、レコード及び放送機関の権利を無効にすること。
- 2) 自分の名義として、実演家、レコード製作者及び放送機関の名義を利用すること。
- 3) 実演家、レコードの製作者、レコード及び放送機関の許可を得ることなく、定期演技・演奏の公表又は製作し、公衆に伝播すること。
- 4) いかなる形で、実演家の名誉と名声に損害を与え、実演を修正、毀損又は変形すること。
- 5) 実演家、レコードの製作者、レコード及び放送機関の許可を得ることなく、定期演奏或いは、レコード、放送番組を複製するか又は抜粋すること。
- 6) 当該所有者の許可を得ることなく、電子形式で権利管理情報を消去するか又は修正すること。
- 7) 著作隣接権を保護するために所有者が利用した技術的な手法を、意図的に消去又は無効にさせること。
- 8) 著作隣接権の所有者の許可を得ることなく、電子形式の権利管理情報を消去又は修正することを知りながら或いはその事実を知る機会がありながら定期演技又はレ

コードのコピーを公衆に頒布、頒布する目的で輸入、放送又は伝播すること。

9) 不法に暗号化プログラムのある衛星信号を符号化することを承知しながら或いはその事実を知る機会がありながら、製作、組み立て、変換、配布、輸入、輸出又は貸借すること。

10) 法的な販売業者の許可を得ることなく、符号化された衛星信号を意図的に記録又は継続的に散布すること。

(8) 植物品種保護権の侵害

【植物品種保護権者に対する制限】

① 以下の行為は、植物品種保護権を侵害しないものとする。

1) 非営利的な目的で品種を個人的に使用すること。

2) 繁殖又は科学研究の目的で品種を使用すること。

3) 保護された植物品種から異なる植物新品種を作る目的で、品種を使用すること。

4) 家庭農園で次の季節に繁殖と栽培の目的で、保護された品種の収穫品を使用すること。

② 以下の行為を除き、植物品種権はいかなる保護された品種であって販売されたか或いは栽培者又はその従事する人によりベトナム市場又は海外市場から持ち出された原料に係る行為まで及ばないものとする。

a) その植物品種の継続的な繁殖。

b) その植物品種の保護が認められていない国に、消費することだけを目的として、保護された植物品種の繁殖原料の輸出。

【植物品種に関する暫定権】

① 植物品種に関する暫定権が植物品種保護に関する登録出願の公表日から登録日まで発生するものである。登録証明書が発行されない場合、その暫定権は無効とする。

② 植物品種の所有者は他人が営利的な目的で植物品種を活用していることを発見した場合、その植物品種の活用又は使用を中止するため、利用者宛の書面にて、未登録出願の存在、出願日並びに公表日である詳細を知らせる権利がある。更に、利用者がその中止請求を承知しているにもかかわらず利用を継続する場合、所有者に植物品種に関する妥当な対価を、対応している使用範囲および期間に支払うべきである。

以下は、植物品種保護の侵害とする。

- ① 植物品種の保護権者の許可を得ずに、その権利に関する活用又は利用をすること。
- ② 植物品種保護の所有者の許可を得ずに、保護された植物品種の同一種と同一であるか又は類似している名称を使用すること。
- ③ 植物品種保護権に関する暫定権により、所有者に賠償額を支払わず、当該保護された植物品種を使用すること。

(9) 不正競争行為(知的財産法第130条)

以下の行為は、不正競争行為とする。

- ① 事業体、事業活動又は商品とサービスの出所に誤認混同を生じる商業的表示を使用すること。
- ② 出所、生産法、特徴、質、量又はその他の商品又はサービスの特徴に誤認混同を生じる商業的表示を使用することと、商品又はサービスの提供の状況に関し、混同させるほどの表示を使用すること。
- ③ ベトナムが加盟する国際条約の加盟する国で保護されているある商標を商標の所有者の代理又は仲介人の使用が禁止されていて、当該商標の所有者の同意又は権限付与を受けることなく使用すること。
- ④ ドメインネームを所有する目的で、他人の保護された商号、商標又は使用する権利がない地理的表示と、同一又は混同させるほど類似しているドメインネームを登録出願するか又はそのドメインネームの使用権を所有するか又はそのドメインネームを使用するか、その結果として、それぞれの商標、商号及び地理的表示に係わる営業上の信用から利益を得るか或いは対応する営業上の信用を損なうこと。

5. 侵害に対する救済手段

法律のもとで、侵害事件の本質と侵害程度の重大さによって、侵害行為が民法上、行政法上、刑法上の手段で処理される。適切と思われる場合、政府の省庁は仮処分、輸入と輸出に対する知的財産関連強制処分並びに防止対策を行う権限を持ち、法律に規定された行政上の罰則を科する義務がある。

(1) 民事上の救済手段

民事救済は、裁判所の管轄のもとで以下の請求を行う。

- ① 知的財産権侵害行為の停止請求
- ② 公的是正及び謝罪の請求

- ③ 民事上債務の履行請求
- ④ 損害賠償の請求
- ⑤ 知的財産権者の販売活動に影響がないという条件で、侵害の発生又は流通において中心的な役割を果たしている侵害商品の原料及び器具を、非営利の目的でその侵害した商品、原料及び器具の廃棄、分割又は使用する請求。

損害額が確定できない場合、VND500,000,000(US\$33,000相当)を上限として、また、精神的苦痛に対してVND5,000,000からVND50,000,000(US\$330-3,300)の慰謝料を裁判所に裁定を求めることができ、更に訴訟に要した費用を侵害者の負担とさせる判決を裁判所に求めることができる。(知的財産法第205条参照)

また、個人又は法人は裁判所に対して、次の暫定的な措置として、(商品価値の20%相当の金額、又は商品価値が確定できない場合は、VND20,000,000(US\$1,300相当)を供託するか或いは、銀行又は金融機関により保証証書を提出するという条件で、)侵害と疑わしい商品、その商品を製造又は取引に供される材料、原料又は器具に対して、以下の仮処分を請求することができる。(知的財産法第208条参照)

- ① 侵害商品の没収;
- ② 侵害人の財産の差押
- ③ 侵害商品の封印、商品の移動禁止などの保全命令
- ④ 侵害商品の所有権移転の禁止命令

民事救済の有利な点は、原告が損害賠償を請求できることである。但し、手続、規則のために非常に長時間を要し、高額な費用や、ベトナム裁判官の知的財産権に対する知識が不足という制約があり、裁判所に訴訟を提起するまでに至ることは稀である。侵害された知的財産権者、団体又は個人の申請により侵害行為が行政法上又は刑法上の処分を受けている場合であっても、民事上の救済を求めることは可能である。

(2) 行政法上の救済手段

以下の行為は行政救済の対象となる。

- ① 需要者又は社会に損害を起させること(食物、食料品、予防および治療、飼料、肥料、動物薬、農薬、人類と動物の健康と環境に有害となる植物品種及び動物の品種などを含む) 需要者及び社会に損害を引き起こす知的財産権の侵害行為をなしているとき;

- ② 知的財産権者に書面による通知を受けていながら侵害行為が継続されているとき;
- ③ 保護された標章又は地理的表示と同一であるか又は混同させるほど類似している標章又は地理的表示を付している商品の製造、輸入又は販売、或いは他人に同様の行為を委託しているとき。

自然人又は団体の不正競争行為に関しては、行政上の救済手段で処理される（不正競争法違反に関する措置に関する 2005 年 9 月 30 日付第 120/2005/ND-CP 通達）。

所轄官庁は自然人又は団体の申請により、下記の場合、防止措置を取る義務がある。

- ① 知的財産権の侵害行為が需要者又は社会に甚大な損害を起させること。
- ② 侵害要因が分散、或いは侵害人がその責任を回避する恐れがあること。
- ③ 行政救済の履行を保証するため。

また、防止措置には次のものがある。

- ① 関係者の一時的拘束
- ② 侵害事件に使用された商品、財産及び器具の仮差押さえ
- ③ 関係者の取り調べ
- ④ 侵害商品、財産、器具が保管されている場所の搜索
- ⑤ 法律と規則に基づく他の行政予防措置

行政上の処罰は、以下を含む。

- ① 初犯で、侵害行為が深刻でないか或いは情状酌量の理由があると思われる場合には、行政通告と、
- ② 侵害行為に情状酌量の理由があったと思われる場合であって少なくとも発見された侵害商品の価値同額とし、最大でもその価値の5倍を超えない罰金。

侵害事件の本質、侵害程度の重大さによって、下記の通り、補足的な救済手段も執行される。

- ① 知的財産模倣品、その模倣品の製造又は販売に使用した素材、材料並びに器具の没収と、
- ② 一定期間の事業活動の停止と、
更に、侵害者に以下の回復措置のいずれかが科せられる。
- ① 知的財産権者が権利の行使に対して影響がないという条件で、非営利な目的で、

知的財産模倣品、その模倣品の製造又は販売に用いられた素材、材料並びに器具の廃棄、分割又は使用することを命令する。

- ② ベトナムの領域から外国に輸送中又は再輸出された知的財産模倣品、或いは知的財産模倣品の製造又は取引のために輸入された器具又は原料を侵害の要素を取り除いた後に引き渡しすることを命令する。

(3) 刑事救済手段

知的財産権侵害行為の中で深刻な事案は、裁判所の管轄のもとで、刑法上の処罰措置が行使される。知的財産権侵害の過程で、他の所轄官庁でも、侵害事件の一件書類(Dossier)を警察及び検察に送達することができ、侵害事件の本質、侵害程度の重大さと他の対策を検討した後、警察及び検察は、そのすべての一件書類(Dossier)を裁判所に送達し、判決を求めるために移送する。

刑事上の救済手段は自然人だけに対して適用される。罪になる侵害行為であれば、刑法第 131 条、第 156 条、第 157 条、第 158 条、第 170 条、第 171 条に規定された知的財産侵害の法的責任は、行為をなした自然人に科すことになる。

刑事上の救済には以下のものがある。

- ① 侵害商品の没収
- ② 侵害商品、侵害に用いられた装置の廃棄と没収
- ③ 罰金
- ④ 禁固刑

(4) 国境警備措置(税関取締措置)

知的財産権者が直接又はその代理人を通じて、知的財産権を侵害する標識を付した輸入品と輸出品を発見するために検閲するように、或いは、疑わしい輸入品と輸出品の通関手続きの中止を求める申請書を提出することができる。

申請者は、法的に認められた知的財産権と、知的財産権を侵害する証拠と共に対象商品の 20%相当価格にあたる金額を供託するか、又は、商品の価格を確定できないときは、VND 20,000,000 を支払うか或いは、銀行又は金融機関による保証証書を提出しなければならない。

6. 留意事項

本書第4項において「侵害の定義」を述べているが、侵害に当たらない例外規定に関し

て、着目すべき事項があるので、以下参考に供する。

① 知的財産法第128条(試験データを秘匿する義務)

1) 医薬品・農薬に関する営業・上市するための承認を得るために、試験データ又は他のデータを提出しなければならないが、営業上の秘密として、相当の努力又は費用がかかった場合、出願人は、それらのデータを秘匿しておくよう申請することで、不公正な目的に使われるのではなく、公開することが公益上で必要である場合を除き、所轄官庁は必要な措置を取らなければならない。

2) 前項の申請で所轄官庁に提出した秘密データの提出日から出願人の営業・上市の承認証明書の発行日から5年間の終了日まで、所轄官庁は知的財産法の第125.3条第c)項目に規定した事例《独自に作成された秘密データの開示又は利用の場合》を除いて、一番先に提出した者の許可を得ることなく、当該秘密データを利用した申請に許可を与えてはならない。

② 知的財産法第131条: 特許、工業意匠、半導体集積回路のレイアウトデザイン配置に係る暫定権利

1) 第三者が先使用権なしに、営利を目的として発明又は工業意匠を使用している事実を発見した場合、発明の又は工業意匠の登録出願人は、登録出願している事実、出願日並びに産業財産公報の公表日を、その使用者に書面で通知する権利を有し、その使用者は、その使用を停止するか又は継続して使用することになる。

2) 半導体集積回路のレイアウトデザイン登録証明書の発行日前に、登録申請人又はその使用許諾者は、第三者によってそのレイアウトデザインが営利を目的として使用している事実を発見した場合、登録を受ける権利の事実を、その使用者に書面で通知し、その使用者は、その使用を停止するか又は継続して使用することになる。

3) 前述第1項と第2項で通知された使用者が発明、工業意匠、レイアウトデザインを使用している場合、発明特許、実用新案、工業意匠登録証明書、半導体集積レイアウトデザイン登録証明書を発行されたときに、当該発明、工業意匠又はレイアウトデザインの所有権者はその使用者に対して、使用された当該権利範囲及び期間以内にその発明、工業意匠又はレイアウトデザインのライセンス料に相当する対価を請求することができる。

③ 知的財産法第134条: 特許、工業意匠の先使用権

1) いかなる者も、ある発明又は工業意匠の登録出願の公表日の前、その発明又は工

業意匠と、同一のものであって自らがなした発明又は工業意匠を使用し、或いは必要な使用の準備をしていた場合、当該発明又は工業意匠に関する保護権証書の発行後、所有権者の許可を得ることなく又は後者に何らの賠償を支払うことなく、公開日以前と同様の範囲及び規模で継続的に使用することができる。先使用権者のその使用は、特許権者又は工業意匠の登録権者の権利を害することには当たらないと見做される。

- 2) 発明又は工業意匠に対する先使用権者は、営業と共にでなければ、当該権利を第三者に譲渡することはできない。更に、特許権所有者又は工業意匠の登録者の許可なく限り、先使用権者は使用の範囲並びに量を拡大することができない。

④知的財産法第133条: 国家利益のための特許使用权

国家利益のため、防衛、治安、病気の予防、国民の治療と栄養、公共上の非営利的な目的と緊急など社会的な需要という条件下で、あらゆる省庁が当該所轄に含まれている発明を、特許権の所有者又は契約による独占的被許諾者の許可を得ずに、当該使用权を他の団体又は個人に与えることができる。

⑤ 知的財産法第25条: 著作権者の許可なく、且つ使用料・賠償の不払いによる出版され

た著作物の使用

著者名と著作物の出所に関する情報を記載するという条件で、著作者の許可を得ることなく、著作権使用料・賠償を支払わず、以下の出版された著作物に関する使用が著作者の権利又は著作権者の権利侵害とならず、著作物の通常活用に対して影響しないものとする(建築物、芸術作品、コンピュータープログラムに不適用)。

- 1) 科学研究と個人教育の目的で出版された著作物を1部複製すること。
- 2) 付記説明、イラストレーションなど著作を変更することなく、その著作物から合理的な方法で引用すること。
- 3) 記事、定期刊行物、ラジオ・テレビなど番組や記録フィルムの内容を変更することなく、その著作から引用すること。
- 4) 非営利的の目的で、著作を変更することなく教育のために、その著作から引用すること。
- 5) 図書館において、研究を目的として、保管されている著作物を複写すること。
- 6) 無料の文化的な集合、商業的な活動のために、演劇を行うこと。
- 7) 公共の情報と教育目的のために行われた上映を直接的に記録及び報道すること。

- 8) 公表された芸術作品、写真芸術、応用美術の写真撮影又はテレビで放送すること。
- 9) ブライユ点字法と同様な方法で著作物の翻訳すること。
- 10) 個人使用の目的で、他人の著作物の複製を輸入すること。

⑥ 知的財産法第32条: 著作隣接権者の許可なく、且つ、使用料・賠償の不払いによる出版著作物の使用权

所有者の許可を得ることなく、著作権使用料・賠償を支払わず、以下の著作隣接権に関する使用が実演家、レコード製作者及び放送機関の権利侵害とならず、著作隣接権の通常活用に対して影響しないものとする。

- 1) 個人的な研究のために、個人が当該著作物を1部複製すること。
- 2) レコード又は放送番組が教育のために公表されている場合を除き、個人が教育活動の目的で、個人的に当該著作物を1部複製すること。
- 3) 情報提供のためだけに、合法的に引用すること。
- 4) 放送する権限を有する放送機関が放送のために一時的に表音文字を作製すること。

⑦ 以下の行為についても知的財産権の侵害とならない。

- 1) 知的財産権者及び地理的表示の使用又は管理権限を有する団体又個人は、以下の行為を妨げることとはできない。
- 2) 個人的な需要又は非営利的の目的で、発明、工業意匠又はレイアウトデザインを使用することと、評価、分析、研究又は教育、実験、検査目的の生産又は商品の製造の許諾、輸入又はマーケティングに関する情報開発すること。
- 3) 商標権者又はその使用許諾者が海外市場を含めて市場に提供した商品を含め、市場に合法的に販売された商品の流通、輸入又は個人的に使用すること。
- 4) 外国製自動車の輸送中、或いは一時的にベトナムの領域内にあつて、操作管理の目的で、発明又は工業意匠を使用すること。
- 5) 発明、工業意匠又はレイアウトデザインに関する先使用权者が使用すること。
- 6) 政府から認められた特定の者が発明を使用すること。
- 7) 保護されている事実を知らず、或いはその事実を知りえないレイアウトデザインを使用すること。
- 8) 保護された地理的表示と同一又は類似する商標を、地理的表示の登録出願日前に、善意で使用すること。
- 9) 商品とサービスの種類、量、質、用途、価値、地理的起源などの記述的記号を商品又はサービスに善意の方法で使用すること。

⑧ 営業秘密の所有者は以下の行為を妨げることはできない。

- 1) 営業秘密を不正に得たことを知りえない或いは知りえる立場にない事情で、営業秘密を開示又は使用すること。
- 2) 知的財産法第 128 条第 1 項により、公益保のために営業秘密を開示すること。
- 3) 知的財産法第 128 条により、非営利的の目的で秘密データを開示すること。
- 4) 第三者により独自に創作された営業秘密を開示又は使用すること。
- 5) アナリスト又は評価人と企業秘密の所有者又は商品の販売者の間で同意していない限り、合法的に流通された商品の分析又は評価の結果により生じた営業秘密を開示又は使用すること。

7. その他関係団体

【民間団体】

(1) ベトナム知的財産協会 (Vietnam Intellectual Property Association: VIPA)

住所: 12 Pham Huy Thong Street, Na Noi,

電話: (844) 3771-0556、FAX: (844) 3771-0567

E-mail: vipa@fpt.vn

(2) ベトナム模倣品排除及び商標保護協会

(Vietnam Association for anti-counterfeiting and Trademark protection: VATAP)

住所: 91 Dinh Tein Hoang Street, Na Noi

電話: (844) 3936-3289

E-mail: support@hanghoavayjuonghieu.com.vn

以上